

内閣参質第一一号

昭和二十七年七月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤尙武殿

参議院議員島清君提出南西諸島の領土権回復に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員島清君提出南西諸島の領土権回復に関する質問に対する答弁書

1 政府としては、できるだけ南西諸島との関係を正常のものとするよう従来から努力し、米国側とも話合を重ねた。

南西諸島在住同胞に対しては、深く同情してあるが、今後ともこれらの諸島住民の希望達成のためあらゆる努力をする方針である。

2 米国側も、これら諸島及びその住民に關するわが国民及び政府の氣持を充分に理解しているものと信じてゐる。

現地米国關係當局も、軍事目的に支障がない限り、經濟的及び文化的の旧關係を漸次回復させるといつてゐる次第である。

3 今般平和條約が発効してから、南西諸島在住同胞の本土への渡航制限を全面的に撤廃し、研究教員の派遣を受け入れ、更に最近合意された本土と南西諸島との間の貿易及び支拂に関する覚書においても、貿易及び送金等についてできるだけの自由と簡易化とを計つた次第である。又、八月には沖縄及び奄美大島に政府の連絡事務所を開設し、現地米国官憲との連絡、現地と本土との間の渡航及び貿易並びに文化の交流に關する事務、その他各種事項の調査連絡を行わせ、漸次各般の懸案事項を解決していく考え方である。

4

これを要するに、これら諸島住民の希望が早急に実現し難いとしても、政府は、米国側と當時交渉して要望達成に努力する考え方である。